山元都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（素案）<概要版>

はじめに 本文 p. 1

本県の最南東部に位置する山元都市計画区域（以下本区域）は、東は太平洋に面し、西は阿武隈高地が南北に連なって丸森町・角田市に接し、南は福島県新地町、北は亘理町と接している。地形は阿武隈高地から連なる丘陵地と海岸平野に大別され、均一的な地形が連続する間に市街地が形成されている。

本区域では、東日本大震災からの復興事業等により新たな市街地が形成された一方で、近年は人口減少や高齢化が進み、地域の活性化に向けた地域資源の活用や交流人口の拡大、激甚化する自然災害に対しての安全安心なまちづくりが求められている。

また、新たに作成した新・宮城の将来ビジョン（2021-2030）では、「誰一人取り残さない」持続可能な世界の実現に向けたSDGs（持続可能な開発目標）の達成に取り組むことは、人口減少や地域産業・社会の衰退といった本県が直面する諸課題を解決するうえで重要であることから、SDGsの「包摂性」や「統合性」といった特徴や、ゴール、ターゲットの内容を本ビジョンの理念や施策に反映し、取組を進めていくこととした。

このような背景と認識のもと、以下の4つをまちづくりの基本的考え方とし、整備、開発及び保全を推進する。

まちづくりの基本的考え方 本文 p. 1

○人口減少・超高齢社会に対応した持続可能なまちづくり

人口減少・超高齢化が懸念される中でも、生活の利便性を維持するため土地の有効活用を図るとともに、インフラの長寿命化を推進することにより、持続可能なまちづくりを進める

○災害の教訓を活かした、安全で安心して暮らせるまちづくり

震災復興事業により整備された新市街地を将来においても地域の骨格・拠点として維持し続けるとともに、災害時の経験を生かした、安全・安心して暮らせるまちづくりの実現に取り組む

○交流人口の拡大に向けた地域資源の再生・創出・活用を図るまちづくり

人口減少が進む今後を見据え、地域の活力を支えていくため交流人口の拡大は必須であり、新たな生活様式の動向を踏まえつつ、官民協働による特色ある地域づくりを進める

○「富県宮城」の実現を図るべく，地域経済の更なる成長に向けたまちづくり

6次産業をはじめとする新規分野への展開など、地域経済の成長に向けたまちづくりを進めていく

都市計画の目標 本文 p. 2

目標年次 おおむね20年後の令和22年

都市施設などの主要な施設の整備については、おおむね10年後の令和12年

都市計画区域の範囲及び規模

範 囲	規 模
行政区域の全域	6,458ha

※ 都市計画区域及び行政区域の面積は令和2年の値　資料：令和2年全国都道府県市区町村別面積調、都市計画基礎調査

将来の人口のおおむねの規模

おおむねの人口

項 目	基準年	令和22年
都市計画区域内人口	12.0 千人	おおむね8.7千人

※1 基準年は令和2年の値

※2 都市計画区域内人口は100人未満を四捨五入

資料：令和2年国勢調査

都市づくりの基本方針及び将来像 本文 p. 3

■都市づくりの基本方針

- **災害の教訓を活かした、安全で安心して暮らせる災害に強いまちづくり**
- **本区域の骨格を形成する道路ネットワークの強化と道路・交通体系の整備・維持**
- **人口減少、超高齢社会に対応した地域に相応しい土地利用と生活サービス機能が確保されたコンパクトなまちづくり**
- **豊かな自然環境に配慮し、協働による保全と活用**

■将来像

安心・快適なつながりを大切にするまちづくり

都市の将来構造 本文 p. 4

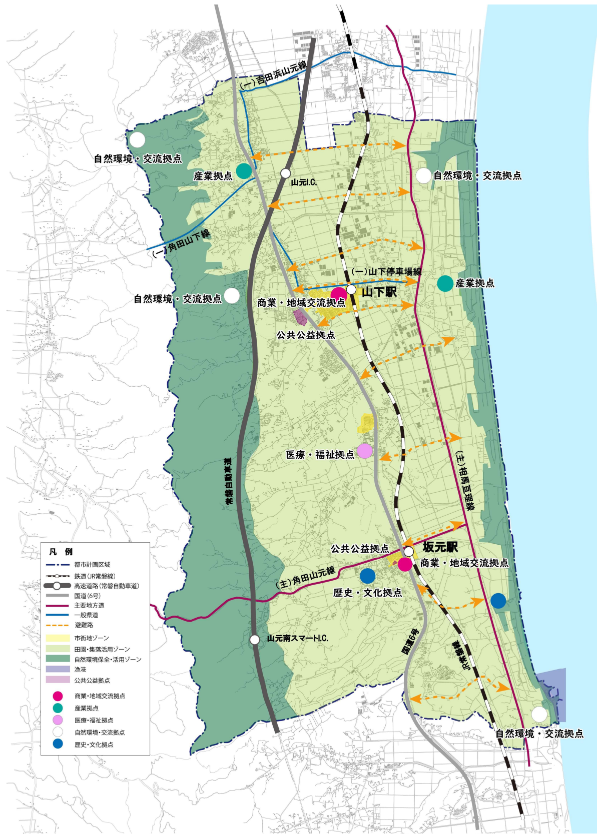

本文 p. 5～6

区 分		方 針
拠点	公共公益拠点	○公共サービス、教育文化、コミュニティ等の中心となるよう、役場庁舎や支所、公民館等を適切に活用していく。
	商業・地域交流拠点	○駅周辺は防災拠点、商業施設などを核とし、人々の交流拠点としての誘導を図る。
	医療福祉拠点	○医療・福祉の中心として高齢者が安心して暮らせる環境づくりを図る。
	産業拠点	○交通利便の立地性を活かし企業誘致を図る。 ○沿岸部の東部地区は、被災した農地の再生と整序化を行い、生み出された拠点に企業誘致を図る。
	自然環境・交流拠点	○深山緑地環境保全地域を保全し、広域的なレクリエーション施設としての活用を図る。
	歴史・文化拠点	○東日本大震災の教訓を発信する震災遺構を活用する。 ○蓑首城址や指定文化財「茶室」など貴重な歴史文化遺産を保護し、文化伝統芸能等との複合的な活用を図る。
交通連携軸	鉄道軸	○圏域間及び都市間における交流を促進する主要な公共交通軸として、利用の促進を図る。 ○新駅周辺エリアの市街地と連携し、交通結節点としての機能の強化と利便性を図る。
	幹線道路軸	○都市間の連携、各拠点を結び、一体的な生活圏を形成するために広域的な人の流れを支える軸として、役割に応じた連続的なネットワークとなるよう整備、保全を図る。
	広域連携軸	○亘理・山元地区の骨格をなす重要な軸として、地区の利便性・安全性の確保やIC周辺や沿道土地利用の計画的な規制・誘導等により、広域的な連携の強化を図る。
	都市間連携軸	○町の中心的拠点から各都市間のネットワークの強化を図る。
	地域間連携軸	○各拠点の地域間のネットワークの構築を図る。
土地利用	市街地ゾーン	○震災後に整備された新市街地を中心に、コンパクトで質の高い住宅地の形成を図る。
	田園・集落共生ゾーン	○役場・支所・病院を中心に新市街地に隣接する地区は、新市街地と一体となる集約型の市街地を形成し、公益施設や生活利便施設の集約を図り、人口維持を図る。 ○既存集落は、都市的基盤の整備による防災性の向上と良好な田園環境との共生を図る。
	自然環境保全・活用ゾーン	○仙台湾海浜県自然環境保全区域に指定されている海浜地は、防潮堤、防潮林等の再生により津波被害の減災を図る。 ○西部の山林ゾーンは景観的、防災的にも適切な保全を図る。

主要な都市計画の決定の方針 本文 p. 8～11

土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針 本文 p. 8

基本方針	❑新たに整備された市街地と既存市街地の居住環境の保全を図るため、適切な土地利用の誘導 ❑土砂災害危険区域などの法指定区域を中心とした保全 ❑津波防災区域における企業誘致と居住の用に供する建築物等の規制による、町民等の安全確保

i　商業地

○既存・新規の商業施設が集積する地域は、周辺環境との調和を図りつつ、商業地としての魅力向上に取り組む。

ii　工業地及び流通業務地

○工場・流通施設の集積する地域は、交通利便性を確保し、更なる施設誘導を図るとともに、住宅・農地等との混在を回避し、また敷地周辺への緩衝緑地の確保により、環境悪化を防ぐ。

iii　住宅地

○既存市街地・新規市街地は、住宅需要に即した住宅地の供給を図るとともに、他用途との混在を防ぐなど、良好な住環境の維持形成を図る。

Ⅳ　その他の土地利用の方針

○集団的な優良農地や圃場整備が行われた農地など優良農地については今後とも保全を図り、無秩序な市街化は抑制する。

○丘陵部の土砂災害警戒区域や沿岸部の災害危険区域、また各種災害想定等に基づく災害危険性の高い地域における市街化を抑制する。

○沿岸部・丘陵部の自然豊かな環境の維持保全を図るため、既存集落を除き、これら地域での開発・整備を抑制する。

都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針 本文 p. 9

1）交通施設

基本方針	❑既存施設の有効利用や土地利用との整合を図りながら，自動車専用道路や国道，県道などの本区域の骨格を形成する道路ネットワークのほか、ＪＲ常磐線を含めた総合的な交通ネットワークを活用する。

○少子高齢化に対応した町民バス、デマンド型交通の運行改善の推進。

■　おおむね 10 年以内に実施することを予定する主要な事業

区　分	名　称	整備区間等	事業主体
主要な道路	常磐自動車道 ［(都)　山元亘理幹線］ （４車線化）	新地町境～ 山元 I.C.	東日本高速道路株式会社

2）下水道

基本方針	❑耐用年数が経過した施設の改築や耐震化、長寿命化の推進 ❑水害対策としての雨水処理施設の検討

○汚水は、被災した地域の移転先として新たに整備された市街地について、重点的に整備を進めていく。

○雨水は、近年増加している水害対策としても、整備を検討する。

■　おおむね 10 年以内に実施することを予定する主要な事業

種　別	名　　称
下水道	山元町特定環境保全公共下水道

自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針 本文 p. 9～10

基本方針	❑優れた自然環境、都市景観、郷土景観を構成する丘陵地、河川、海岸などの保全 ❑公園・緑地の保全・活用、住民参加による維持管理の促進 ❑市街地を中心に、緑や景観に配慮した居心地がよく歩きたくなるまちづくり

i　環境保全系統

○丘陵地及び主要河川の保全を図る。

○日常生活に身近な自然的環境となる公園・緑地の維持・再生を行う。

○公共施設用地などにおける緑化の充実を図る。

ii　レクリエーション系統

○施設間のネットワーク強化を図り、施設および周辺地域の魅力向上につなげる。

iii　防災系統

○東日本大震災後に整備された防災公園や防潮林などは、維持管理・周知の充実、避難訓練等への活用を進める。

○自然災害の防止、緩和に資する緑地として、保安林のほか、本区域に分布する緑地を保全する。

iv　景観構成系統

○丘陵地の山林や市街地内の街路樹などを整備・保全し、地区計画等による建築物等の誘導とあわせて、良好な市街地景観の形成を図る。

○郷土景観を構成する海辺などの緑地を再生・保存する。

v　歴史的環境の保全

○県南唯一の震災遺構である中浜小学校を核とし、東日本大震災の教訓を後世に伝え、震災の風化防止と防災意識の向上を図る。

○東日本大震災の復興事業に伴い発見された線刻壁画の活用のほか、指定文化財「茶室」の保存・整備を図る。

防災に関する都市計画の決定の方針 本文 p. 10～11

基本方針	❑防御施設、高盛土道路などによる多重防御や避難路の整備 ❑災害履歴、各種ハザード区間に対する土地利用規制の強化 ❑市街地における洪水浸水想定区域内の対策工整備を推進

i　一団地の津波防災拠点市街地形成施設

○一団地の津波防災拠点市街地形成施設として位置付けられている山下駅周辺地区、坂元駅周辺地区を、津波が発生した場合でも都市機能が確保されるよう、市街地の維持・形成を図り、適切な避難誘導等の周知を行う。

ii　広域避難・緊急輸送ネットワーク

○常磐自動車道や国道6号などの広域的な幹線道路を中心とした広域避難・輸送ネットワークの形成を図る。

iii　避難路・避難場所

○災害時にスムーズな利用が可能となるよう避難路への円滑な誘導を目的とした積極的な訓練や周知を進める。

iv　その他の防災機能

○内水害被害等に対する対策工の整備や、ソフト対策を促進する。

○大規模災害を想定した避難場所・緊急物資の確保を行う。
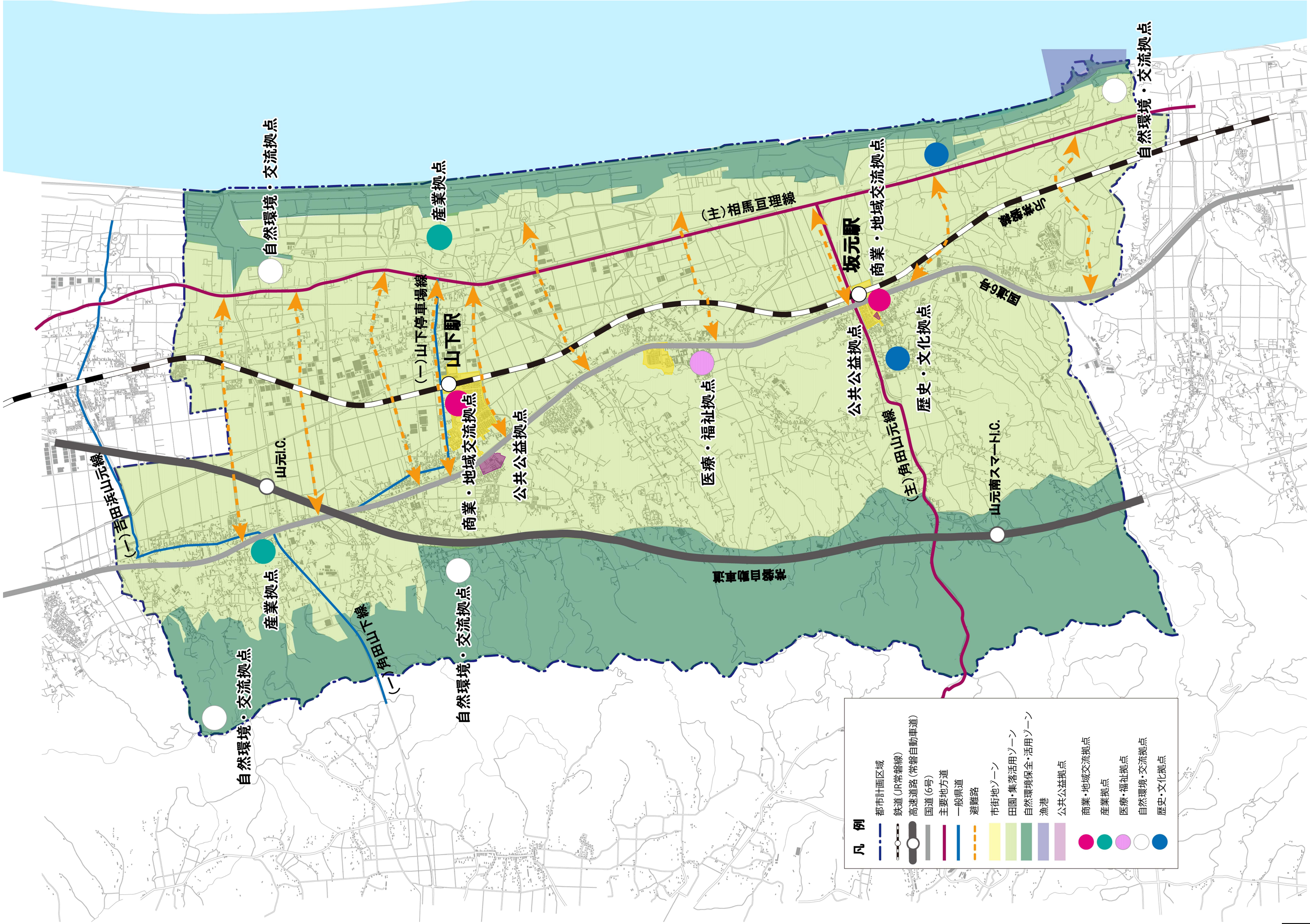
山元都市計画区域の整備，開発及び保全の方針　都市の将来構造図